

【10回中小企業振興会議】農業振興検討部会（進捗報告）平成28年3月28日

1 本市の農業が抱える課題

1. 農業後継者・担い手の育成を図り、いかに都市農業を維持するか

本市農業においては、農家の高齢化が進み、技術力・生産意欲が高いものの、作りたくても年齢・体力的に限界に近づきつつある中で、都市農業においては農地を維持・継承していく上で、相続による農地の細分化、相続税納税のための物納、さらには、固定資産税などの税負担への対応は、都市農家が抱える課題となっている。農業後継者、担い手の継承・確保を図り、いかに都市農業を維持・守っていくか、各自治体の果たす役割が益々重要になってきている。

2. 都市農業を取り巻く新たな課題

○都市農業振興基本法の成立

人口減少社会や高齢化が進み、都市農地に対する開発、宅地化の圧力が弱まる一方で、農業・農地のもつ多様な機能・役割が都市農業振興基本法の成立に示されるように、都市農業の再生が期待される状況が生まれている。

政府は、基本理念を定め、都市農業の振興に関する施策を総合的にかつ計画的に推進する都市農業振興基本計画を今後、策定し、各自治体は地方計画を策定することになる。

○TPP 協定大筋合意による本市農業への影響

米は生産コストに見合う販売価格が維持されるのか、野菜は関税撤廃により、生産者・農地の減少をもたらすのか、安価な輸入産品により、駆逐されてしまうのか。

輸入農産物・食品の増加、日本農業の衰退が進めば、本市の農家の減少、農地の減少が更に加速されることにはならないか。

食育・農業体験事業や地産地消運動を進める基盤そのものが崩壊しないのか。

協定発効後の影響に係る施策の検討が今後、必要になるのではないか。

2 議論の進め方

1. 第Ⅱ期 第1回農業振興検討部会 H28.1.26（火）

○講演 大阪府農業会議より講師を依頼

テーマ 「都市農業振興基本法及び都市農業について～現状と課題」

○議論内容 各委員の自己紹介と本市農業への意見交換

○まとめ 都市農業振興基本法の成立、TPP 協定合意という、大きな今後の検討課題を確認し、第Ⅰ期農政部会の提言内容について具体の検討を行うことを確認

2. 第2回農業振興検討部会 H28.3.22（火）

○議論テーマ 「農業振興施策について」

○議論内容 第Ⅰ期農政部会の提言から、具体化に向けた施策や、手順に関して検討を行う

○まとめ 今回のテーマに基づき次回も継続して検討を行う

3 これまでの検討内容と今後の検討方向

1. 「新たな課題の認識と検討のあり方」を議論

1) 「都市農業振興基本法」～国の基本計画などの決定を受けて、今後、都市の実態に合わせた地方計画の整備が必要

2) 「TPP 協定大筋合意による本市農業への影響」～協定発効後に農産品価格をはじめとした、影響を見て、今後の検討が必要

2. 「第Ⅰ期農政部会の提言」具体化に向けた検討

1) ファームマイレージ運動、農業振興啓発事業の更なる拡充・発展と、本市の農の魅力アピール（別紙1・2）

2) 防災農地制度の確立・推進（別紙3）

3) 援農ボランティア、農家サポーターバンクシステムの構築

3. これまでの議論における主な意見

1) 本市の魅力アピールする農産物・特産品を後継者・担い手の育成・確保

・農業体験プログラムから展開される、いも焼酎を、本市の特産品にされたい

・ファームマイレージ運動を通じてのエコ農産物申請件数は今年も伸びており、地域ブランドとして農業振興啓発協議会、行政も更なるPRを

・米の生産調整が進むもと、米から畑作への転作を、6次産業化へ繋げ検討している

2) 防災農地制度の確立・推進

- ・課題の検討を進め、平成28年度中の実現を

3) 援農ボランティア、農家サポーターバンクシステムの構築

- ・農家サイドと援農サイド、双方のニーズ調査が必要であり、具体に向け検討を

4 今後のスケジュール

平成28年6月以降 第3回農業振興検討部会を予定

平成28年中旬 中小企業振興会議 中間報告

東大阪市農業振興啓発協議会の取組み

(構成団体) JAグリーン大阪 JA大阪中河内 大阪府北部農業共済組合 大阪府中部農と緑の総合事務所
東大阪市農業委員会 東大阪市経済部農政課:事務局

□農業振興啓発協議会では、ファームマイレージ運動をはじめ以下の事業に取り組んでいます。

* 下線は連携団体等を表示

○農業体験事業 宮農研究会(農家で組織)が講習
(小学校対象)のべ6小学校を対象に実施 じゃがいも栽培・収穫体験、稲作体験、大根体験事業

○米の栽培・収穫・加工・販売体験事業「THE 米」
5月市政だより募集 6月田植え 10月稲刈り・収穫 11月加工・販売体験
加工講師はフランス料理店「ふれんちん」シェフ 販売体験はJAグリーン大阪・フレッシュクラブ

○大人のための農業体験プログラム「いも」(平成26年度より実施)
4月市政だより募集 5月苗植え 10月芋ほり・収穫・酒造会社へ芋搬入 翌年5月試飲会

○ファームマイレージ運動に参加する消費者の収穫体験事業
ファームマイレージ運動に参加し、アンケートに協力いただいた消費者を対象にエンドウ豆など春野菜の収穫体験事業を実施 H27.5月 東地区圃場

○地産地食の収穫体験事業 (畑で生産者・パン生産者の説明、食材のほうれん草の収穫体験・実食など)
H27.3月 第4回目を実施 市内などでパンの製造販売を行う鳴門屋製パン(株)はJAグリーン大阪直売所を通じて仕入れたエコほうれん草入り食パン「ポパイラウンド」をH23から製造販売
このパンにはファームマイレージ運動のタグが付いており、タグを集めた消費者を対象にイベントを開催

○地場野菜を使った料理コンテスト(平成25、26年度実施) 「地産地食の鉄人」料理コンテスト 会場:JA料理室
4月市政だより募集、市内小学校5・6年生に案内書配布 6月予選会 7月決勝大会
優勝メニューはフランス料理店「ふれんちん」メニューとして1ヶ月間提供

○農の講習会「野菜栽培と病害虫防除」(平成26年度未実施) 対象:貸農園利用者
10月、3月に合計4回開催 講師:大阪府中部農と緑の総合事務所技師

○担い手、後継農業者の育成・支援事業 (平成26年度未実施)
第2回「青年農業者 先進地視察研修会」平成26年2月 三重県・松阪市
後継者の栽培技術の向上とニーズにあった新たな経営改善と、後継者同士の交流
(参加者:青年農業者、各JA営農指導員、大阪府の普及員など約20人)

○農家女性のための交流会事業 (平成26年度未実施)
趣旨・農業技術と知識の向上・男女平等・男女共同の経営の実践・安全、安心、地産地消への貢献
第1回平成22. 12. 20 第2回平成23. 3. 3 3回平成25. 3. 21

○菊の啓発事業 玉串の若手菊農家が花作りに取り組んでいるが、その中でも「ピンポン菊」を全国に向けたブランド品として確立するため、市民向けに啓発活動をおこなう。
(菊花を使ったデザインフラワー展示会) 協力者 大阪テクノホルティ園芸専門学校の生徒
○平成22年12月 布施駅前夢広場 リージョンセンター内 ○平成23年11月～12月 関西国際空港国際線到着ロビー
(菊を使ったアレンジメント教室の開催)
市内で歴史ある玉串の菊の啓発事業 (平成22年度より実施)
玉串花卉生産組合と連携して事業を実施 11月 市政だより募集 12月開催

今後の課題等

農業振興啓発協議会・農政課が取組むなかで、現在業務的に飽和状態にあり、これ以上の取組みは困難になっている

対象農地が減少している
指導する農業者の高齢化

消費者向け体験事業については、取組み方を工夫する必要がある

地場農産物と料理に関心があり、アイデア・独創性が求められるため、参加者を多く見込めない

講師の予算・人材や内容のマンネリ化があるが、市民・消費者向けの安心・安全な農産物に関する講習会などの検討

菊を使ったアレンジメント教室の開催は非常に好評であるが、花きの販売経路が市場での流通が主なため、市民・消費者が地場産を購入することに繋がらない

部会での意見、提案

行政が間に入るなどの工夫が出来れば、広まる可能性はないか

対象を大学まで層を広げれば、活性化が図れるのではないか

部会での追加意見、提案

☑以前に休耕地の様に見える農地で、菜の花の栽培、油の収穫から廃油でのキャンドルづくりに取り組んだが、そういった取組みを検討されたい

☑構想段階だが、米の生産調整が進むなかで、米からの転作や休耕を防ぐため、大豆の栽培から味噌作り・販売の6次化事業に繋がれないか検討している

本市の6次化された事例

	1次 生産者	2次 加工者	3次 販売者	実績・評価	課題等
グリーンシチュー	農家 (ホウレン草)	加工業者	JA	製品化されて5年以上の 販売実績	食材の全部を地場産で 賅えない
ホウレン草 パン	農家 (ホウレン草)	鳴門屋パン	鳴門屋パン	商品「ポパイラウンド」と して4年間の販売実績が あり、消費者からの人気 が高く、府内外の約130 店舗で販売中(冬期限 定)。消費者・生産者・加 工販売業者との交流事 業もされている	期間限定
いも焼酎	農家 (さつまいも)	酒造会社	農家	栽培形態、素材、食味等 から好評であり、本市の 特産品の位置付けが今 後見込まれる	数量は限定。高付値iス トーリーが描ければ収益 を上げることは可能。但 し、1升3500円以上の販 売が条件
ジャム	農家	地場産野菜を 使用する料理 店	地場産野菜を 使用する料理 店	店の利用者には評判だが、高価のためマーケット 開拓が必要	
弁当	女性生産者	女性生産者	女性生産者	直売所では一定の人気 を博している	数名での手作りのため、 商売として成立しない

防災協力農地登録制度

(大阪府ホームページより)

農空間は、新鮮で安全な食料を供給する場としてはもとより、国土の保全、水源涵養、防災、景観・環境保全、教育・福祉、健康レクリエーション等の多面的機能を有しています。

阪神・淡路大震災では、農地やため池等が都市部における貴重なオープン・スペースとして、避難地や避難路、さらに延焼の遮断防止等に重要な防災空間であることが認識されました。

また、東日本大震災では、応急仮設住宅の建設用地について、公有地に加えて農地等の民有地の活用の必要性が高まり、国が農地情報の提供を市町村に協力依頼しました。こうした状況からも、営農を通じて保全されている農地を生産面だけでなく、防災面からもとらえ、地域のまちづくりにおいて果たすべき役割を明らかにし、農家と、行政・地域住民等の多様な連携により、農地等を防災空間として保全・活用する取組みを進めています

災害時の農地利用

緊急避難地、延焼遮断帯、緊急資材置場、仮設住宅用地、ヘリポート等の防災空間が確保できる。

面積が小さくても、軽微な災害時の「一時的な避難地」、盗難や火の元の心配、忘れ物を取りに帰れる等、「目の届く距離の避難地」となる。

消火活動や負傷者の搬出等、地域住民が行う自主的災害救助活動の場となる。農地を中心とした地域コミュニティが活かされる。

既設の農業用水路、井戸等の用水が消火や生活雑用水に活用できる。

防災協力農地登録制度とは

この制度は、市町村の要綱に基づき、災害時における住民の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る用地を確保するため、避難空間、仮設住宅建設用地、復旧用資材置場等として活用できる農地を、農家のご協力により、あらかじめ登録するものです。

農地が農作物の生産の場だけでなく、環境・防災面からも重要なオープン・スペースであることを、住民にご理解いただくとともに、農地の保全と都市農業の振興に寄与することも目的としています。

登録していただいた農地には、案内標識を設置し、住民にお知らせすると共に、ゴミの投げ捨て防止の啓発も行っています。



【府下の実施市】

	堺市	守口市	寝屋川市	貝塚市	高石市	大東市
施行日	平成23年1月1日	平成20年7月1日	平成15年4月1日	平成20年7月10日	平成27年3月12日	平成27年4月1日
農地の要件	○500㎡以上の一団の農地 ○登録済農地に隣接する農地	市内の一団の農地で原則500㎡以上のもの	規定なし	○500㎡以上の一団の農地 ○登録済農地に隣接する農地	○500㎡以上の一団の農地 ○登録済農地に隣接する農地	500㎡以上の一団の農地 登録済農地に隣接する農地
補償(7日以内使用の場合)	立毛補償 ①②のいずれか ①立毛がある場合は粗収入見込額-処分価格を補償 ②また、苗、種等の費用を投じたときは実費補償	①耕作面積に応じ市場価格を参考に(使用期間による区分なし) ②上記のほか別途補償が必要と認める場合は、協議の上、補償	立毛補償①②のいずれか? ①立毛がある場合は粗収入見込額-処分価格を補償 ②また、苗、種等の費用を投じたときは実費補償	立毛補償 ①②のいずれか ①立毛がある場合は粗収入見込額-処分価格を補償 ②また、苗、種等の費用を投じたときは実費補償	立毛の粗収入見込額。ただし、立毛に市場価格がある場合はその処分価格を控除した額	立毛補償 ①②のいずれか ①立毛がある場合は粗収入見込額-処分価格を補償 ②また、苗、種等の費用を投じたときは実費補償
補償(8日以上使用の場合)						
土地使用料	固定資産税を使用月数に応じて支払う (1月に満たない場合は1月として計算する)		(3カ月以上使用の場合) 固定資産税を使用月数に応じて支払う	固定資産税を使用月数に応じて支払う (1月に満たない場合は1月として計算する)	固定資産税を使用月数に応じて計算した2倍の額 (1月に満たない場合は2月として計算する)	固定資産税を使用月数に応じて支払う (1月に満たない場合は1月として計算する)
農業補償						
耕作地	立毛補償 ①②のいずれか ①立毛がある場合は粗収入見込額-処分価格を補償 ②また、苗、種等の費用を投じたときは実費補償		立毛補償(耕作地) 苗、種等の実費補償 (不耕作地)補償なし 農業収入見込額+耕運費用	立毛補償 ①②のいずれか ①立毛がある場合は粗収入見込額-処分価格を補償 ②また、苗、種等の費用を投じたときは実費補償		農業収入見込額
不耕作地	なし		耕運費用のみ	なし		なし
原形復旧費用	土の入替えを行なった場合 農業収入見込額(耕運費用は加算しない)を基準に1年目50%、2年目25%相当額を補償		土の入替えを行なった場合 農業収入見込額(耕運費用は加算しない)を基準に1年目50%、2年目25%相当額を補償	土の入替えを行なった場合 農業収入見込額(耕運費用は加算しない)を基準に1年目50%、2年目25%相当額を補償	土の入替えを行なった場合 農業収入見込額(耕運費用は加算しない)を基準に1年目50%、2年目25%相当額を補償	土の入替えを行なった場合 農業収入見込額に3/4を乗じて得た額農業補償額に加算する

□四條畷市は平成28年度に向け検討中